## 補正情報

2023年1月14日

肢別過去問(権利関係)に誤りがありました。つきましては、下記の通り訂正するとともに、深くお詫び申し上げます。

記

## P15 **第3節 代野行為** 問9の解説

## 修正前

9 ○ 代理人が自己または第三者の利益を図る目的で代理行為を行った場合(代理権の濫用)、原則として有効な代理行為となるが、相手方が代理人の目的を知っていたかまたは知らなかったが過失があった場合は、無権代理行為とみなされる。本肢では、代理人Aは、第三者の利益を図る目的でBの代理人として行為しているが、相手方CがAの目的を知っており、Aの代理行為は無権代理行為とみなされる。したがって、AC間の法律行為の効果はBに帰属しない。

## 修正後

9 × 代理人が自己または第三者の利益を図る目的で代理行為を行った場合(代理権の濫用)、原則として有効な代理行為となるが、相手方が代理人の目的を知っていたかまたは知らなかったが過失があった場合は、無権代理行為とみなされる。本肢では、代理人Aは、第三者の利益を図る目的でBの代理人として行為しているが、相手方CがAの目的を知っており、Aの代理行為は無権代理行為とみなされる。したがって、AC間の法律行為の効果はBに帰属しない。

タキザワ宅建予備校 講師 瀧澤 宏之